

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第45号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

と畜場法の規定に基づく検査に係る手数料の適正化を図るため、これを次のとおり改定するとともに、規定を整備しました。

1 と畜場法の規定に基づく検査手数料

区	分	単 位	手 数 料	
			改正前	改正後
と畜場法第14条第1項から第3項まで（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	馬又は生後1年以上の牛に関する検査	1 件	円 200	円 400
	豚, 綿羊, やぎ又は生後1年未満の牛に関する検査		100	200

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第45号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表化製場等に関する法律の項中

「

第3条第1項(第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可の申請に対する審査

14,400

を

「

第3条第1項の規定に基づく死亡獣畜取扱場の設置の許可の申請に対する審査

14,400

第8条において準用する第3条第1項の規定に基づく第8条に規定する製造の施設又は貯蔵の施設の設置の許可の申請に対する審査

14,400

に

改め、同表と畜場法の項中「200」を「400」に、「100」を「200」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)